

06 6月末までに狂犬病予防注射を受けてください



●町民生活課(役場2階) ☎823-9219 FAX.823-9203

狂犬病予防法により原則として毎年1回4月～6月までの間に飼い犬に対して狂犬病予防注射を受けさせて「狂犬病予防注射済票」を飼い犬に着けておかねばなりません。犬の登録をしていない場合は、町民生活課まで問い合わせてください。

海田町と業務委託契約を行っている動物病院

「狂犬病予防注射済票」の交付が動物病院でできます。

	動物病院	電話番号
海田町	こうじば動物病院	☎822-5777
	ハダ動物病院(海田)	☎822-1010
広島市	KAITA動物病院	☎823-4188
	かみがいち動物病院	☎847-5533
	くろかわ動物病院	☎554-6161
	ハダ動物病院(中野)	☎892-1231
	ハピネス動物病院	☎820-4777
	浜村動物病院	☎888-2211
	平野動物病院	☎282-4822
府中町	寺園動物病院	☎283-2070

海田町と業務委託契約を行っていない動物病院

動物病院から「狂犬病予防注射済証」が交付されます。町民生活課に提出し、「狂犬病予防注射済票」の交付手続きを行ってください。交付手数料は、1頭につき550円です。

集合注射 5月18日(水)

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止する場合があります。
- ・会場の場所、時間などについては、海田町から届いた狂犬病予防注射通知書で確認してください。届いていない場合は再発行しますので、町民生活課に連絡してください。なお、犬の新規登録は集合注射会場では行いません。

パートナーシップ宣誓制度について(第1回)

●社会福祉課(役場1階) ☎823-9207 FAX.823-9627

「パートナーシップ宣誓制度」とは、
性的マイノリティの人のパートナーシップ関係を町が認めるものです。

法律上の婚姻とは異なり、権利や義務は生じません。

しかし、町が公的に関係を認めることで、
宣誓者の生きづらさや不安の軽減につなげていきます。

海田町でもこの制度を10月から開始します。

